令和６年度集団指導

（障害児入所支援）

移行支援計画の作成について

- 指定障害児入所施設等の設置者は、**１５歳に達した障害児**について将来、地域や障害者施設等適切な移行先に移行できるよう、**「移行支援計画」**を作成する必要があります。【基準第21条の2】

- 移行支援計画の作成は、**児童発達支援管理責任者が担当**してください。

- 指定障害児入所施設においては、 移行支援計画に基づき、自立支援や見学・体験、移行先との調整や移行後のフォローに、都道府県等や関係機関と連携しながら取り組む必要があります。

移行支援計画の作成について

入所児童等の移行支援・移行調整の全体像

別添１

（「入所児童等の移行支援及び移行調整の手引き」（令和６年７月２日））

○障害児入所施設に入所するすべての児童が、自らが希望する成人期に相応しい環境の中で過ごすことができるよう、都道府県等を中心に、障害児入所施設、児童相談所、市町村、相談支援事業所、障害福祉サービス事業所、保健・医療、教育等の関係機関がそれぞれの役割を果たしながら連携し、計画的に移行支援・移行調整を進め、円滑な移行を図っていく必要

障害児入所施設
【移行支援計画に基づく移行支援・移行調整の実施主体】

移行支援計画を作成し、当該計画に基づき、自立支援や見学・体験、移行先との調整や移行後のフォローに、都道府県等や関係機関と連携しながら取り組む

入所　入所支援計画に基づき支援

○本人支援（暮らしと育ちの支援）○家族支援
※意思形成支援・意見表明支援

15歳～　移行支援計画の作成
計画に基づき移行調整・移行支援

・移行後を見据えた自立支援
・見学・体験　・移行先候補と調整、体験利用
※移行が困難なケースは個別の協議の場も活用

移行先決定

・相談支援事業所等との調整
・移行先への情報提供・助言等
※行政と連携し権利擁護に必要な対応も検討

～満18歳　退所（移行）
（最長でも満23歳に達するまで）

・移行後のフォロー
（本人への相談援助/移行先への助言等）

移行支援
関係機関
連携会議
＊施設主催

個人の意向を最大限尊重
将来にわたるｳｪﾙﾋﾞｰｲﾝｸﾞの実現

都道府県・指定都市【移行の責任主体】

移行対象者の状況把握・進捗管理を行うとともに、「協議の場」を設置・開催し、関係機関が連携した、個別の困難ケースへの対応と、地域の体制・支援の仕組み等の整備・充実を進める
※広域調整・広域連携や、入所の給付決定・措置の延長にも対応

全体の協議の場（代表者等の会議）
全体の進捗管理／地域の体制・支援の仕組み等の整備・充実

・移行支援・移行調整の状況の共有・進捗管理
・地域の支援体制や支援の流れ・取組の確認・充実の検討
・地域資源の把握・共有と調整・開発
・個別の協議の場における協議内容の共有・助言
・関係機関や地域への情報発信

＋

個別の協議の場（担当者等の会議）
個別の困難ケースの対応を推進

・状況・課題の共有
・支援方針の検討・決定

連携・協働・参画

障害福祉ｻｰﾋﾞｽ事業所	見学や体験機会の提供、移行後の支援提供
保健・医療	保健・医療面での助言援助・取組
教育	学校の教育・支援とも連携させながら助言援助・取組
発達障害者支援ｾﾝﾀｰ 医療的ケア児支援ｾﾝﾀｰ	専門的見地から助言援助・取組 ※支援のｽｰﾊﾟｰﾊﾞｲｽﾞ（発達）や調整（医ｹｱ）も
当事者団体	当事者の視点から助言援助・取組

児童相談所	入所児童の状況や支援をﾌｫﾛｰする立場から、助言援助・取組
市町村	地域生活を支える立場から、障害福祉サービスの給付決定、地域の情報提供・調整の援助、地域資源の開発、管内の事業所等への情報提供・助言援助、住民への啓発等地域の環境整備
基幹相談支援ｾﾝﾀｰ	相談支援の中核的機関として、体験利用先・移行先等に係る助言援助・取組、相談支援事業所が決まるまでの間の相談援助、決まった後の相談支援事業所のサポート
相談支援事業所	移行先決定後・移行後のサービス等調整
地域生活支援拠点等	移行に向けた体験利用、地域生活支援（緊急時対応等）

移行支援計画の作成手順

- 作成手順は、入所支援計画と同様です。
- 少なくとも６ヶ月に１回以上、移行支援計画の見直しの検討を行い、必要に応じて計画の変更を行ってください。

1. **アセスメント支援内容検討**
2. **原案作成**
3. **個別支援会議**
4. **計画の説明・同意・交付**
5. **モニタリング**

移行支援にかかる加算①

移行支援関係機関連携加算	
対象児童	**15歳以上に達した入所児童** ⚠15歳未満の入所児童であっても、移行先が決定している場合は、切れ目のない支援を継続する観点から移行支援計画を作成することが望ましいため、対象として差し支えない。
実施内容	障害児入所施設が入所児童の移行支援計画を作成又は更新する際に、関係者が参画する**<u>移行支援関係機関連携会議を開催</u>**し、入所児童の移行支援に関して連携調整を実施する。 ①会議には、入所給付決定（入所措置）を行った都道府県等 、移行予定先（未定の場合には保護者の居住地又は障害児入所施設の所在地）の市町村及び基幹相談支援センター（基幹相談支援センターが設置されていない場合は指定特定相談支援事業所）、入所児童が所属する教育機関の出席を基本とすること。 ※必要に応じて、入所児童本人及びその家族、移行予定先の日中活動サービスや居住先施設の関係者、医療機関等の関係者その他の入所児童の移行支援に関係する者の参加を求めること。 ②会議においては、児童発達支援管理責任者又はソーシャルワーカーが、児童の状況、移行支援計画の原案の内容及び実施状況について説明を行うとともに、参加者に対して、専門的な見地からの意見を求め、移行支援計画の作成又は変更その他必要な便宜の提供について検討を行うこと。 ③会議における検討を踏まえて、移行支援計画の作成又は見直しを行うこと。 作成又は見直しに当たっては、関係者との連携方法等を具体的に記載すること。

移行支援にかかる加算②

体験利用支援加算	
対象児童	**重症心身障害児、重度障害児**又は**強度行動障害を有する児童** ⚠移行支援計画において体験利用が計画されていること
実施内容	**退所予定日から遡って１年間のうちに、次の①②に該当する支援を行う。** **<u>①体験利用の日における新たな環境への適応に対する支援その他便宜の提供</u>** ・体験先施設等へ付き添うこと（一部の日程で行わないことも可） ・体験先施設等からの緊急連絡に対応できる体制（夜間の対応を含む）を確保すること **<u>②体験利用に係る関係者との連絡調整 ・ 相談援助</u>** ・体験先施設等に障害児の状態像や支援内容を情報共有すること ・障害児の特性や状態等を踏まえた環境調整や対応の助言援助を行うこと ・体験の内容及び体験時の障害児の様子、体験終了後の障害児及び体験先施設等からの所見や移行支援に係る意見について、記録を行うこと ・体験利用を踏まえ、必要に応じて移行支援計画を更新すること